

平成29年 第15回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年8月17日(木)
開会 午後2時00分 閉会 午後4時02分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
 - (1) 議案第56号 平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について
 - (2) 議案第57号 平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について
 - (3) 議案第58号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
 - (4) 議案第59号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について
 - (5) 議案第60号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定について
 - (6) 議案第61号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定について
 - (7) 議案第62号 京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について
 - (8) 議案第63号 京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会「北部会場」研修会の開催に係る後援について
 - (9) 議案第64号 第37回京都府保育所職員体育大会の開催に係る後援について

【追加議案 議案第65号】

 - (10) 議案第65号 こども学習サロンの開催に係る後援について
- 7 そ の 他 教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全33頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年9月27日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 野 木 三 司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成29年 第15回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

午前中の網野みなみ保育所の視察お疲れ様でした。給食も一緒に食べていただきましたし、子どもたちの様子も見ていただきました。いかがでしたでしょうか。

説明の中でもありましたとおり、保育所再編等推進計画では、平成31年4月に網野みなみ保育所、浅茂川保育所、網野幼稚園を統合し、合わせて認定こども園にする予定にしています。様々な課題もあると思いますが、保護者についても丁寧な説明を行い、計画どおり進めていきたいと考えています。

本日は「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」、「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」をはじめ、多くの議案の審議を予定していますので、どうぞよろしくお願いを致します。

本日の会議録署名委員の氏名を致します。

野木委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

はじめに、議案第56号、議案第57号の2議案は、いずれも教科用図書の採択についての議案であります。一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第56号「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」、議案第57号「平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第56号「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」と議案第57号「平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」一括して説明させていただきます。

最初に議案56号「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」説明します。

平成30年度使用教科書の採択事務については、平成29年3月31日付け9教学第424号通知にて、小学校用教科書の採択について、平成29年度において、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと、それ以外の教科については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第14条に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合を除いて、平成28年度と同一の教科書を採択しなければならないということが、1の採択に当たっての留意事項（1）の小学校用教科書の採択についてのところで書かれています。これに基づきまして、平成29年4月20日に2市2町から成る第1回の丹後教科用図書採択地区協議会を開催し、「特別の教科 道徳」の教科書の採択に向けて取り組みを始め、5人の調査員による第3回の調査員会議を経て、7月31日の第2回目の採択地区協議会で選定を行い、平成29年8月1日9丹教協第16号「平成30年度丹後地区使用小学校用教科用図書の選定について（通知）」にて、「東京書籍」の道徳を選定したとの連絡を受けています。選定理由は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年5月12日付け9教学第674号「平成30年度使用義務教育諸学校（小学校道徳）及び特別支援学級、特別支援学校（小中学部）の教科用図書の採択基準及び基本観点（通知）」及び平成29年6月28日付け9教学第901号「平成30年度使用小学校教科用図書選定資料について（通知）」に基づき、当協議会調査員が実施した調査研究結果を総合的に勘案し、協議して1種選定したものである、との通知を受けています。教科用図書の採択時期は、無償措置法施行令第14条に使用する年度の前年

度の8月31日までに行わなければならないとされているため、この8月の臨時会でご審議いただくものです。なお、30年度の使用教科書をまとめたものは、議案の2枚目に一覧表がありますので、ご確認いただければと思います。

次に議案第57号「平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」説明をさせていただきます。

平成30年度使用教科書の採択事務については、先ほどと同じ通知になります。平成29年3月31日付けの、1採択に当たっての留意事項の(2)に書かれていますが、中学校用教科書の採択についても小学校用教科書と同様それ以外の教科については、それぞれの法律に基づいて、平成28年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされておりますので、先ほども申しましたように、無償措置法施行令第14条に使用する年度の前年度の8月31日までに採択をする必要があります。したがって、議案の2枚目に平成30年度使用教科書をまとめたものを提出させていただいています。

平成30年度使用教科書の採択について、小中学校2議案を説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第56号、議案第57号の2議案を説明させていただきました。

まず、議案第56号「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

「特別の教科 道徳」に関してですが、2ヶ月ぐらい前から8つの会社の教科書を見せていただいて、私なりに目を通させていただきました。感想としては、国の基準がある中で、内容的にはそんなに大きな違いというのはないなという感じがしました。ただし、会社によって、教員の技量と言いますか、学校の方針とかそういったもので、1年35時間の中で道徳の授業がスムーズにできる、もう1つは、先生方の提案の仕方で、時間が足りなくなるようなものもあるのではないかなというようなことがありました。

その中で、私が特に気になったのが4つありまして、東書、光村、日文、あかつき、という会社の教科書が非常に印象に残りました。個人的には、あかつきの教科書が非常に印象に残っています。ただ、これをいきなり道徳ということで今提案すると、非常に現場サイドの対応というのが、わずか35時間の中での提案ができるのかな、というような私なりの感じがありまして、それならば、やはり今ここにあげておられます東書、これは非常にバランス感覚のすぐれた教科書だというふうに感じました。1年生の時に、最初の5時間ぐらいでしょうか、イラストを中心にだんだん授業に慣れ親しんでくるといふ手法を取っている。非常に上手くまとめる教科書だなと、そんな感じがしましたの

で、バランス的に見て、私も東書の教科書が、今の京丹後市の教科書としてはベストではないかと感じました。いずれはこのあかつきの教科書が使えるような感じになれば良いかなということも内心思っています。そんな感想を持ちました。

〈久下委員〉

私も、野木委員が言われたように、どの会社もそれぞれ工夫もされており、良いところもたくさんあるし、使っていけば良いというふうにも思いましたが、その中で1社を選ばなくてはなりませんので、やはり子どもたちは新しい教科の「道徳」というものに対して、気持ち良くと言うか、道徳の勉強ってこれなんだな、というような思いを持ちながら教科書に向かう、そういう視点がひとついるのかなと思ったのと、使ってみて使いやすいと言うか、先生も使いやすく、子どもも負担なく使っていけるものはどれかなという辺りで、また見直しもして、最終的には東京書籍が良いかなと思います。

1つは、A5版という新しいサイズで、大きくなった分だけ行間が少し広く、文字も読みやすいです。これは私だけかもわかりませんが、紙質がとても見やすく感じました。目に読みやすいと言うか、そういうふうに感じました。それから挿絵の色使いが抜群に良かったと思います。温かい雰囲気だったり、優しい感じ、ふわっとした感じ、その中で道徳の学習をしていく、心に染み入る、そして自分を反省していく、そして次の行動に移っていけると言う、そういう道徳がこれだったらできるのではないかなという思いがしました。

それから、写真がとても効果的に多用されている。これも、子どもたちが興味関心を持ったり、理解を進めていくのにとっても良いのではないかなと思いながら見ていました。内容的に今言われたような部分で、先生の方の指導性もいるかと思いますが、1年生が、やはり自分が生まれた時から小学校に入ってくるのに、僕もこういう育ちをしながら小学校に来たのだな、そして今度は道徳という勉強で学んでいくのだなという辺りが、きちんと入りやすい。そういうふうになっていましたし、キャラクターを最初に提示して学んでいくというやり方が、1、2年生にはこの方法が良いだろうなと思いながら、僕は今日こういう勉強をするのだなということ意識しながらしていけるので良いと思いましたし、初めの方に載っている、話し合いの約束とか、道徳の学び方みたいなものは、これはやはり今度の学習指導要領に求められているものを付けていくための基本的な、全教科につながるものであるとおもいます。特に話し合いの約束みたいな辺りは、日頃学校で常に言っていることです。きちんと聞くとか、最後まで言い切るとか、そういうことが、道徳の中でも意識づけられていくということは、とても大事なことではないかなと思いました。

発問がたくさんある教科書もあったのですが、たくさんあるとそれにこだわってしまって、また、児童の実態から、その発問よりも子どもたちの受け止めがこうだから違う発問から入っていった方が良い場合とか、担任の先生はいろいろと考えられると思うので、既定のものがあるとそれにこだわらなくてはならないという意識が出て、そうする

とやはり使いにくいかなと思ったり、先生はこれを聞かなかったなと言ったりすることもあるのかなと思いつつ、自分をふりかえる発問が3年生以上は後ろに付いている部分が良かったかなと思いました。

自己肯定感が、京丹後市の子どもはとても気になるところで、もっともっと自分の良さを意識してほしいということがよく話題に出ていますが、自己肯定感とか、他者への思いやりとか、他者を認め合うとか、感謝を伝え合うとか、そういう教材がどの学年にも入っていました。お互いを認め合ったり、自分も良さをみんなに出していける、そういうことを道德の時間に学んで、自信を持ったり、次への頑張りをしていくという辺りが、どの学年にも入っていたのがとても良かったように思います。

それから、学習のふりかえりが別冊になっている会社がありました。かなり良い紙質で、大きい教科書であり、大変重たいと思うし、2冊使いこなすというのもなかなかかなと思って、そういう点で東書が一番後ろのところに、それもたくさんではなくて、どういうふうに指導されるかわかりませんが、自分の感じたことや、人の意見で良かったことを書くページが作ってありまして、時にはこうして見て、こんなことを言ったのだなど、自分がふりかえっていける。別冊だとなかなかそこまで行かないのですが、そういうふうに気安くと言うか使いやすく、自分をふりかえったり、友だちの意見を思い出したりして、日常的に使いやすいのではないかなと思いつつ見ていました。

他にもいくつかありますが、このような理由から、東書が良かったかなと思いました。以上です。

<田村委員>

私も目を通させていただいて、道德の授業というのはどういうものだろうということを考えまして、教科書の狙いに沿った展開で進めていきたいとは思っていますが、道德に関しては、やはりいろいろな意見が出てくるといふふうに思います。想定していないようなイレギュラーな意見が出てきた中で膨らませていけるような、そういう授業であってほしいなと思いましたし、そうではないといけないなと思いました。

そんな中で、中心的な発問に対して、1つのことを先生が押し付けるといふか提示をして、同意をさせるというだけではなく、その発問に対して実際自分のクラスでは似たようなことがあったとか、世の中のこととか、最近学校であったことで、これに当てはまるようなことがあったといふような、そういうところに結びついて実際の子もたちの心にちゃんと入っていけるような、そういう授業であってほしいと、一保護者としてそのように感じましたので、できるだけそういう観点から、幅のある授業と言いますか、捕らわれることが少ないような授業であってほしいと思いましたので、別冊なんかがあって、ここに書き込んでいきなさい、といふようなものが多いものとか、久下委員もおっしゃいましたが、発問の数があまりにも多いものといふのは、指導する側としてそれに捕らわれすぎるようなことがあるのではないかなと思いましたので、東書の教科書が一番良いのではないかなと思いました。

教科書選定からは外れるのですが、一保護者としては、これが教科化されるということとは、評価をするということになると思うのです。成績を付けるということになります。単純に算数みたいに、学習を積み上げてきて、テストをしてその結果で理解度、到達度がわかるというようなものとは全く違うものになってくると思いますので、それぞれの家庭で、それぞれの育ち方をした子どもたちが、それぞれの成長過程で、意見を言いやすい授業をして、そこをやはり先生は汲み取って慎重に進めていっていただきたいというふうに要望もしたいと思います。以上です。

<安達委員>

私も、どの教科書も大変中身はしっかりと考えられていて良い内容だと思いましたが、東京書籍を選んだ理由と致しましては、私は小さい子どもを多く見てきた中で、1年生の教科書の一番最初のところに注目しました。初めて出会う道徳というものに、入学までの子どもの姿というものがここにはありました。赤ちゃんの姿であったり、七五三の姿であったり。そこから自分が大きくなって、入学式を迎えて初めて学校に入って、さあこれから学習をしていくのだという、そのスムーズな自然な導入が感じられたので、それがとても良かったと思うのと、久下委員が言われましたけども、文字とか挿絵とか写真が本当にきれいですし、優しい挿絵でしたし、とても惹かれるものがありました。そして読みやすく感じました。2年生からは、目次の次に、4つの視点別に内容がちゃんと整理してありまして、4つの視点というのは自分自身のことであったり、人との関わりとか、社会と関わってとか、命、自然、気高いもの、とかいうふうに別れてあったのですが、子どもも大変わかりやすいのではないかと思います。指導する先生方もわかりやすいなと感じました。取り扱っている題材ですが、いじめとか、情報モラルなんかに関しては全学年で、その学年に応じた内容がちゃんと入っていましたし、環境とか福祉とか防災など、現代的な課題が取り扱ってあり良かったなと思うのと、それから郷土愛として、「ふるさとのいいとこさがし」とか「ふるさとに伝わる行事」なども含めて書いてありまして、丹後学と関連付けて学習できるのではないかなという思いもありましたし、自分の住んでいるところを愛するということが大事な道徳のひとつでありますので、そういうところも良いなと思いました。以上です。

<吉岡教育長>

それでは私からも少しだけ述べたいと思います。学習指導要領の進める主体的多様な深い学びの実践的教育を今後進めていく必要があるのですが、それぞれの教科書はそれを踏まえていろいろと工夫はされていると思いました。より直接的、理論的な学習に適した題材や、分量も判断する材料になるかなと思っていたのですが、本市が取り組んでいる小中一貫教育の幼保からの接続の観点と、また、一部の教科書では少し読みもの的にしている部分も感じられるものもあったことから、こういうことを総合的に考え

て提案どおり東京書籍が良いかなと考えています。

また、別冊で「道徳ノート」等があるものがありますが、授業ではワークシートを使ったりする場合もあると思いますし、この別冊については特に判断する材料にしなくても良いかなという思いも持っていますので、そういうことも考えて、今回は提案どおりの東京書籍が良いかなというふうに考えています。

他に何かご意見ありますか。

<吉岡教育長>

次に、議案第57号「平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

確認をさせていただくのですが、昨年度数学が、啓林館から大日本に変わったわけですが、現場の声というのは、数学の先生方から何かお聞きになっているようなことはないですか。

<松本総括指導主事>

大きな使いにくさというところは聞いていません。そもそも大日本図書に選定がされた理由としては、小中の接続についての内容が丁寧に盛り込まれているというのも選定理由としてあったというふうに思っていますが、本市が進めている小中一貫教育という辺りでは、そういう辺りも意識した教科書づくりがされているということで選定もされていますので、大きな混乱はなく使用がされているものと捉えています。

<野木委員>

ありがとうございます。

<吉岡教育長>

その他、特にご意見等ございませんか。

それでは順次お諮りを致します。

議案第56号「平成30年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

確認をします。道徳以外は昨年のもをそのまま使用、「特別の教科 道徳」については「東京書籍」ということになりますのでよろしくお願ひします。

それでは、異議なしと認め、承認と致します。

次に議案第57号「平成30年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

ここで10分間の休憩を取らせていただきます。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

それでは、休憩を閉じて再開をします。

次に、議案第58号及び議案第59号の2議案は、条例制定及びそれに基づく規則の制定であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第58号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」、議案第59号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第58号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」ご説明させていただきます。

平成29年度から5か年間で取り組む「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」において、平成30年度から、峰山、大宮、丹後、弥栄、かぶと山の5つのこども園は、認定こども園に移行することとされています。

また、1年後の平成31年度から網野幼稚園と浅茂川保育所、網野みなみ保育所を統合し、認定こども園に移行することとされています。

今回提案致します条例は、平成30年度に認定こども園に移行する5施設について、施設の位置、事業内容、入園資格者、教職員等を規定し、施行規則を教育委員会規則として定めることを委任するため、新たに制定するものです。

併せて、附則として、関連する京丹後市立幼稚園条例、同保育所条例、京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

それでは条文の説明をさせていただきます。

まず、第1条では認定こども園の設置を規定しています。

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆるこれが「認定こども園法」と呼ばれているものですが、これの第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、京丹後市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する、としています。

次に、第2条では名称及び位置を規定しています。

第3条では事業を、第4条では、入園対象者を規定しています。具体的には、子ども子育て支援法により認定こども園の利用について、いわゆる「支給認定」された子どもを指します。つまり就学前の子どもで、認定こども園の利用を認められた子ども、ということになります。

第5条では職員の規程、第6条では委任の規程を定めています。

附則としまして、お認めいただいた場合は施行日を平成30年4月1日からとして、2と3では、幼稚園条例と保育所条例の一部の改正を謳っています。

具体的には、2の京丹後市幼稚園条例の一部を改正するという内容ですが、現在6つの幼稚園の位置、名称が記載されていますが、これを、網野幼稚園だけを残すという内容です。

続きまして3の京丹後市立保育所条例についての改正ですが、別表中ということで、「京丹後市立峰山保育所、五箇保育所、大宮北保育所、大宮南保育所」を、「京丹後市立大宮北保育所」に直すということですが、これは大宮北保育所のみを残すということです。表がつながっていますので少しわかりにくいですが、こういう表現になります。

続いて網野みなみ保育所以下があるわけですが、それは残して、「京丹後市立丹後保育所、宇川保育所、弥栄保育所、久美浜保育所、かぶと山保育所」を、「宇川保育所、久美浜保育所」に改めるということで、丹後保育所、弥栄保育所、かぶと山保育所をこの表から削除するという内容です。

改めての説明になりますが、1ページの第2条に、認定こども園としての位置が書いてありますが、この解説としましては、幼稚園条例、保育所条例から、認定こども園に該当の幼稚園、保育所を抜くという内容です。

3ページにつきましては、京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部も同時に改正するもので、幼稚園、保育所には、それぞれ嘱託医、歯科医、それから薬剤師という位置付けがありますが、別表第9項中ということで、「市立保育所歯科医」に、「市立認定こども園医、市立認定こども園歯科医、市立認定こども園薬剤師」を新たに追加させていただくという内容です。

続きまして、議案第59号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について」説明をさせていただきます。

第1条では、規則制定の趣旨を、第2条では、定員を定めています。峰山こども園が300人、大宮こども園が280人、丹後こども園が200人、弥栄こども園が160人、かぶと山こども園が160人です。この数は、現在の幼稚園、保育所の定員をそれぞれ合計した内容です。

第3条で、教育年限を定めています。ここでは、1号認定児、いわゆる幼稚園籍に相当する内容ですが、3年、2号認定児、いわゆる保育所の3歳以上児に相当するものですが、これも3年以内と定めています。

第4条では、学級の編成を定めています。学級の編成につきましては、原則として3

歳児が20人以下、4歳児及び5歳児が30人以下とするということで、これも現在の幼稚園条例と同じ内容です。

第5条では、学期を定めています。これも現在の幼稚園条例と同じです。

第6条では、休業日を定めています。これも現在の幼稚園条例と同じです。

2ページの上からは、(1)土曜日、(2)学年始休業日 4月1日から4月5日まで、(3)夏季休業日 7月21日から8月31日まで、(4)冬期休業日 12月25日から翌年の1月7日まで、(5)学年末休業日 3月25日から3月31日までと定めています。

第7条は開園時間を定めています。

第8条では、教育・保育の時間を定めています。1号認定児、2号認定児等、それぞれの支給認定により、行う教育・保育時間を定めています。これらの時間は、具体的には1号認定児は現在の幼稚園児、保育所の2号認定児、3号認定児及び各育児標準時間、短時間利用の時間と同じ組み立てになっています。

第9条では、教育・保育の内容を記載しています。

次のページですが、第10条では教育週数を、第11条では「教育・保育課程」の作成について、規定しています。

第12条、13条では入園、退園の手続きについて規定をしています。

第14条では2、3号認定児の保育の解除について規定しています。

4ページですが、第15条では修了証書について規定しています

なお、附則として、本日も承認いただきましたならば、平成30年4月1日から施行するとさせていただいてまして、附則の2の準備行為ですが、支給認定及び認定こども園の入園に係る手続き、その他事業の実施に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができるということで、具体的には、この議案58号の条例については9月の定例市議会の方に提案をさせていただく予定にしているわけですが、例年でしたら10月の中旬頃から、翌年春の入園の募集をしますもので、そういう手続きについては施行の日より先にさせていただきたいというのが記載の内容です。

本日、認定こども園の運営などに関する説明資料というのを配らせていただいています

すので、その説明をさせていただきます。

1 ページにつきましては、「認定こども園とは」ということです。改めてご説明させていただきます。内閣府のホームページから引用した内容ですが、まず上の囲みで、3歳から5歳では、保護者の就労の有無にかかわらず施設利用が可能となっています。今のこども園も、実質的には幼稚園と保育所が入っていますので、幼稚園籍であれば保護者の就労の有無は関係ないということですが、認定こども園についてはその部分も含めて示しているわけですが、保護者の就労については、確認がないということです。次に、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを支援します。また、子育て相談等を実施し、地域の子育て家庭を支援する、という機能も認定こども園には備えています。

幼稚園と保育所は、保護者の就労の状況により利用できる施設が限定されていること、少子化が進む中、幼稚園や保育所が別々に設置されていると子どもの成長段階において必要な規模の集団が確保されにくいこと、また子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題があることから、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められているということで、認定こども園というのは、平成18年度に制度ができたのですが、この平成27年度の子ども・子育て支援制度が新たにスタートしてから、新たなこの制度の枠組みの中に組み込まれて、先ほど申し上げましたような、幅広い子育ての支援をするという位置付けになっています。

幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる、こういう仕組みが、先ほど申し上げた、平成18年から認定こども園として制度化されています。

「認定こども園」は、次の2つの機能を備える施設となります、ということですが、先ほどから申し上げていますように、保護者が働いている、働いていないにかかわらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能で、これにより、待機児童の解消や、子どもの育ちに大切な集団規模を確保します。

地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提供し、子育て支援を行う機能で、育児不安の大きい子育て世帯などへの支援の充実を図るということです。

一番下にあります京丹後市の状況ですが、平成20年度から丹後こども園がスタートしまして、平成24年度に大宮こども園、平成27年度に峰山、弥栄、かぶと山こども園がスタートしてしまして、認定ということではありませんが、幼稚園・保育所が一体的に、幼保一体化ということですが、今回認定こども園に移行して、1つの制度の下で運営しますので、幼保連携型認定こども園という内容になります。

2 ページでは、こども園の運営内容について記載しています。(1) は受入年齢です。1号、2号、3号という言葉が何回も出てきますが、1号は今の幼稚園に相当するということでご理解いただければありがたいと思いますし、2号・3号は保育所に相当するもので、2号は3歳以上、3号は3歳未満ということです。

保育内容は、午前中は統一カリキュラムで教育・保育を実施するという内容ですし、預かり保育も引き続き実施するという内容です。

保育時間については、1号認定、2号・3号認定と書いてありますが、これも現在のこども園の内容と全く同じです。

保育料につきましても、次の保育料条例でのご提案があるわけですが、現在の幼稚園、保育所の保育料、いわゆる保護者負担は、基本的には現在の仕組みをそのまま準用して、認定こども園に移行することによって負担が増えるということがないという前提で謳っています。

3 ページ、認定こども園の運営時間ということで、上は、現在の小規模保育所を、例えばということで書かせていただいておりますが、7時半から8時半までの延長保育であったり、通常保育時間は16時半までということでお預かりします。土曜日については、12時半で終わる場合もあります。

囲みの部分が、今回提案の認定こども園の運営時間です。順番が逆で少し見にくいですが、一番上のブロックは3号認定で0歳～2歳です。7時半から8時半にかけて延長保育をさせていただいて、通常保育時間があって、その利用の区分は、標準時間であったり短時間であったりで、16時半もしくは18時半で保護者が迎えに来ることになっています。

下に1号・2号認定を記載していますが、概ね8時半から11時半までは1号も2号も通常の教育時間として、同じカリキュラムで教育・保育を実施しています。11時半以降につきましては、食事をとっていただき、1号認定の方は14時30分まで、2号認定の方は、3号認定の方と一緒に保育所的に午睡をして、保護者の迎えまで午後の取組みをします。この部分については、現在のこども園の運営内容と全く変わる内容ではありません。

4 ページをご覧ください。4 ページは先ほど来ご説明させていただいたものを、1号認定、2号・3号認定ごとに、縦横で表にしたものです。定員ということでたまたま80人と220人ということですが、これは、例えば峰山であればという内容です。それぞれのこども園の定員は先ほどご説明させていただいた数になりますので、よろしくをお願いします。

次のページに、「認定こども園」にかかる各種比較ということで、第2次保育所再編等推進計画の説明で使用した表ですが、認定こども園の所轄の省庁は内閣府になります。以下、根拠法令、運営主体、対象者等が記載されており、こういった内容で動きます。下から3つめに職員とありますが、認定こども園では、「保育教諭」という職員になります。保育士資格と幼稚園免許が必要になりますので、保育所では保育士資格のみ、幼稚

園では幼稚園教諭のみの資格が必要でしたが、認定こども園は2つの資格が必要ということです。その下に、子ども何人に対して職員を何人付けるというのが書いてありますが、認定こども園においては、0～3歳未満児は保育所と同様、3歳～5歳児は概ね子ども20人から35人に1人（原則1学級35人以下）というのが国の趣旨ですが、現在京丹後市では、幼稚園のクラス編成で、30人以下となっていますので、それをそのまま運用していきます。

最後のページに、繰り返しになりますが、認定こども園の一日が縦の表で、少しイラストを交えて記載をしています。繰り返しで恐縮ですが、3号認定は、0・1・2歳児を示していきまして、登園から、おやつ、食事、午睡で帰る。2号と1号が、午前中は同じカリキュラムで教育及び保育を進め、昼食後2号認定は午睡に入り、1号認定はそれぞれの活動で降園までいくということです。1号認定も下の方に預かり保育という囲みがありますが、認定こども園になっても預かり保育を希望する方については対応するという事です。

大変わかりづらいですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の制定につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第58号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

質問を1つさせていただきます。施行規則の第4条に、学級のことが書いてありますが、3号認定の子どもに対する人数というのは、学級ではないので書いていないのか、それはどうしてでしょうか。

<吉岡子ども未来課長>

3号認定につきましては、先ほどの表に職員配置というのはありますが、教育という意味での学級編成は想定していませんので、規程としての記載はありません。

<安達委員>

では条例が変わったらどこに記載されるべきでしょうか。保育所の条例が残っているからそちらの方で運用していくのですか。

<吉岡子ども未来課長>

人数の配置につきましては、保育所の人数と同じですので、特に規定としては謳ってないです。

<安達委員>

幼保一体化で今進んでいますので、これから認定こども園になっても大きな混乱はないと私も思っています。保護者や子どもに対する負担もほとんど変わらないと思いますが、実際働いている職員の複雑な勤務体制というのは、何も変わらないので、きっとすごいシフトの中で働いていると思います。職員も人間ですので、病気になったり、家族の用事があったりして休むこともあると思いますが、大勢の60人、70人の職場では常時あることです。条例の5条に必要な職員を置くことができると書いてありますので、ゆとりある職員配置をしてほしいです。

それから、近年あまりにも、0・1・2歳の小さい子どもが急激に増えているのが現状です。乳幼児というのは、抵抗力がとても弱く、疾病の発生が非常に多いです。特に感染症が流行り出すと、1人が熱を出したと言って来ると続けて2人、3人はあっという間に高熱で、今はたぶん園長や副園長が事務やいろいろな仕事をしながら職員室で見ている状態だと思っています。その中で、300人ほどの小さな子どもたちの命を預かっているところとしては、健康に対する何らかの手立て、それから、学校で言う養護教諭のような専門知識を持った方がおられると、その方に常に相談ができますし、安心して預けられると言うか、そういう人材が必要ではないか、最近は特に必要になってきたのではないかなと強く思います。3・4・5歳の教育に関することはだんだん皆注目していますが、0・1・2歳の健康に対する配慮というのは、職員を配置するとか、そういうことは何か考えておられますか。

<吉岡子ども未来課長>

ゆとりある職員の配置ということですが、確かに、本日お配りした説明資料の、こども園のメリットと課題というところに書かせていただいています。降園時間が複数存在するために、従来の保育所制度よりも児童の管理や職員のシフトが複雑になるのは事実で、これは特に、27年の3つのこども園が同時できたときから、規模も大きいわけですので、職員体制の管理はそういうことで非常に課題というふうに捉えています。現実的に十分な配置はできていないのですが、今ご指摘のように職員のワークライフバランスは大事ですので、そういったことに留意しながら職員の人数は最低限でも配置をするということは留意させていただかなければならないと思っています。

忙しい原因の1つには、今ご指摘にありましたように、小さい子どもさんの利用が増えているということは私も認識しています。お配りしていない資料で申し訳ないのですが、新制度に移行する前の年、平成26年度は、0・1・2歳の利用が私立・公立全部

合わせてですが332人だったのです。平成29年度は、これが507人ということで、26年度から29年度の間に175人増えています。0・1・2歳というのは、先ほどの説明資料の制度の表の中にありますように、例えば保育所の配置では、0歳児は3人に1人、1・2歳児は6人に1人の保育士の配置となります。保育所の利用人数も26年度から比べると29年度は全体でも増えているわけですが、その中でも小さい子どもは増えていますので、そういう多忙感があるというのは認識しています。

養護教諭等については、今の段階では、条例制定の説明の中では返答ができませんので、ご意見として承らせていただきたいと思います。

<久下委員>

認定こども園の一日という資料をいただいて、流れはだいたい私もわかっているつもりではいるのですが、教えていただきたいのは、預かり保育で、1号認定のお子さんは、2号認定の子どもたちと一緒に16時半までいるのか、別途預かり保育としているのか、ということが1点と、それから、現実的に14時半で降園していく子どもたちは、たいがい先生が途中まで送って行かれて、途中から保護者と受け渡しをされているようなことが多かったと思うのですが、その辺りは今と変わらないのか、その2点について教えてください。

<吉岡子ども未来課長>

預かり保育の子どもたちだけ別のクラスでというところまでの人的配置はできていないので、2号認定の子どもたちと一緒に預からせていただくという内容ですし、降園に関しては、登園・降園の指導ということで、預かりではなく普通の1号認定の、いわゆる幼稚園籍の子どもたちについては、降園指導、交通指導みたいなものもしています。それは今と基本的には変わらないということです。

<久下委員>

今現在子ども園が動いているわけですが、幼稚園籍、これで言うならば1号認定の子どもというのは、各園である程度の人数がおられますか。

<吉岡子ども未来課長>

今で言う幼稚園籍の子どもについて申し上げます。4月1日現在で恐縮ですが、峰山については32人、大宮は57人、網野は24人、丹後は17人、弥栄は12人、かぶと山は27人です。いわゆる幼稚園籍の子どもは合計で169人です。

<安達委員>

第12条の入園の許可証と入園の承諾書ですが、今までどおり厚労省が承諾書で、文科省が許可証ですよ。こども園はそのままいくのですか。

<吉岡子ども未来課長>

いわゆる支給認定という位置付けに関しては同じですので、子ども・子育て支援法で言う支給認定というのは、幼稚園、保育所、こども園、全部同じ扱いになっていますので、教育委員会の方でこれについても同様の扱いをするということになります。

<吉岡教育長>

1号認定の支給認定をするということでしょう。幼稚園の支給認定をするわけではないということです。

<安達委員>

わかりました。それで納得しました。

<吉岡教育長>

1号認定の中には、教育、保育もあります。2号認定は保育だけです。2号は保育に欠ける人しか2号になりません。

<安達委員>

一本化になっていると思っているのに、やはりここでは別れるのだなと思いました。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

他に質問等はありませんか。

既に議案59号についても質問が出ていますので、58号、59号まとめてご質問がありましたらお願いしたいです。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第58号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第59号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第60号及び議案第61号の2議案についても、条例制定及びそれに基づく規則の制定であり、関連しますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定について」、議案第61号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定について」ご説明致します。

この条例は、市立の5つのこども園が、平成30年度から新たに認定こども園に移行するにあたり、保護者負担額のあり方について、改めて定めるものです。

また、同時に、幼稚園保育料徴収条例と保育所保育料徴収条例を廃止し、この条例に一本化するものです。

なお、今回の例規整備にあたり、現在の幼稚園・保育所の自己負担額の算定方式、階層区分については、認定こども園への移行分も含め、特に変化はありません。従って、保護者の方の所得が変わらないのであれば、自己負担額も変わらないという内容になっています。

それでは、条文を説明致します。

まず、第1条では、趣旨を定めています。特定教育・保育施設とは、この場合、市が給付認定を行う認定こども園、幼稚園、保育所を示し、特定地域型保育事業とは、現在、京丹後市にはありませんが小規模保育施設、家庭的保育施設等を言います。

第2条では、用語の定義をお示ししています。

少し、説明させていただきます。

(1)で、特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう、ということですが、先ほどもありましたが、市が給付認定を行う児童が利用する施設、つまり認定こども園、幼稚園、保育所の機能を示します。

(2)の特定教育・保育施設は、(1)の施設、すなわち認定こども園、幼稚園、保育所を示します。

(3)で特定地域型保育は、法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう、ということですが、これは2歳児まで、3歳未満児が利用できる小規模保育施設、家庭的保育施設などの機能を示します。

(4)の特定地域型保育事業は、その施設を示すものです。

(5)の小学校就学前子どもということですが、「子ども」というのはもともと18歳未満を示すわけですが、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち、小学校就学の始期に達するまでの子どもということです。

(6)の支給認定子どもというのは、特定教育・保育施設の利用にあたり、支給認定した子ども、つまり、認定こども園、幼稚園、保育所を利用する子どもということです。

(7)の保護者は、その保護者を示します。

(8)の保育料は、この法に基づき、市が定める基準による特定教育・保育を行う施設及び、小規模、家庭的保育を行う施設の保育料を示す。

以上が定義です。

第3条では、保育料を保護者の負担能力に応じて徴収することを規定しています。

第4条は、今までの幼稚園児に相当する1号認定子どもを「教育認定児」と規定し、また、保育所通所児童の3歳以上の2号、3歳未満の3号認定児を「保育認定児」とし、別表による保育料額を定めています。表はあとでご説明させていただきます。

第5条は、複数の子どもがいる世帯の特例、すなわち多子軽減の他、ひとり親世帯、在宅障害児者がいる世帯等、要支援世帯等の保育料の軽減について、規定をしています。

第6条では、保育料額の通知、第7条では、保育料の納期について第1期から12期まで定めています。

第8条では保育料の督促及び延滞金について、第9条は保育料の徴収猶予について、例えば災害等で被災した場合の徴収猶予について定めています。

第10条では、保育料の減免について規定しています。

第11条は、施行規則は教育委員会規則への委任、第12条では、罰則として過料の規程があります。

附則につきましては、これもお認めいただきました場合は、1で平成30年4月1日から施行するということ、2で次に掲げる条例は廃止するということで、次のページですが、(1)について訂正をお願いします。(1)京丹後市立幼稚園保育料徴収条例です。そのあとの(平成27年京丹後市条例第4号)はこれです。(2)が、京丹後市立保育所保育料徴収条例(平成27年京丹後市条例第5号)です。大変失礼しました。それから、3では経過措置が書いてあります。

以上が条例です。この条例につきましても、本日ご承認賜りましたら、次の9月市議会へ条例議案として、提出させていただく予定としています。

7 ページに別表第 1 があります。少し説明させていただきます。7 ページの別表第 1 (第 4 条関係) は、教育認定児に係る保育料の基準額表ということで、これは現在の幼稚園保育料徴収条例に相当する内容です。徴収基準額の月額も同様となっています。

8 ページです。別表第 2 (第 4 条関係) ですが、保育認定児に係る保育料徴収金基準額表です。これは現在の保育所保育料徴収条例の規程にあります内容と同様です。

9 ページにつきましては、本年 6 月に国のさらなる保育料の軽減策で、多子世帯、要保護世帯の負担軽減を示した内容ですが、それをそのまま継続して記載をしている内容です。

条例につきましてはの説明は以上です。

続きまして、議案第 6 1 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定について」説明致します。

1 ページの条文から説明させていただきます。

第 1 条では、施行規則の趣旨を記載しています。

第 2 条では、負担額の通知について記載をしています。

第 3 条では、保育料の還付等です。過誤納等がありましたら、還付等もしくは充当をするという内容です。

第 4 条は保育料の徴収猶予です。条例第 8 条を受けての徴収猶予についての規定です。

第 5 条は保育料の減免です。

2 ページですが、第 6 条は過料の納期限ということです。保育料徴収条例につきましては、過料の規程がありますが、それについても納期限が定められています。

第 7 条で、必要な事項は、教育委員会が別に定めるとなっています。

附則として、幼稚園保育料徴収条例施行規則、それから、保育所保育料徴収条例施行規則の廃止をお示しさせていただいています。なお、この規則をお認めいただきました場合は、平成 3 0 年 4 月 1 日から条例とともに施行することを考えています。

続きまして、様式が付いています。保育料決定通知書、保育料変更通知書、第 3 号で還付通知書、様式第 4 号は充当通知書、様式第 5 号は保育料の徴収猶予の申請書です。その裏は分納計画書です。それから第 6 号は保育料の徴収猶予の決定の通知書です。第

7号は徴収猶予の不承認、承認しない場合の決定通知書、第8号は徴収猶予の取消の通知書、第9号は減免申請、第10号は保育料の減免の決定通知書、第11号は保育料の減免の不承認の決定通知書、第12号は保育料の減免の取消の通知書です。

議案第60号、61号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、条例並びに規則の制定につきまして、2議案の説明をさせていただきました。

まず、議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第61号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定について」につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

両方を通して、ありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第61号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

続きまして、議案第62号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について」につきまして、事務局から発言がありますので許可します。

<横島教育次長>

議案第62号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の制定について」につきましては、議案の取り下げをさせていただきます。

<吉岡教育長>

議案第62号につきましては取り下げの申し出がありましたので、取り下げの扱いとさせていただきます。

<吉岡教育長>

続きまして、議案第63号「京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会「北部会場」研修会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第63号「京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会「北部会場」研修会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、両丹地域の公立幼稚園・こども園PTA活動の実践発表や、参加者一人一人が、自らの生涯学習の場として研修を深め、子どもたちの健やかな成長発達を目指すことを目的に実施されるものです。主催は京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会、主管は、両丹公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会、期日は平成29年9月2日、会場は京丹後市立弥栄幼稚園、13:00から開会行事が行われ、情報交流の後、与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の中垣ますみ校長先生による「子どもの心 ～中学校から見て感じること～」を題した講演会が行われる予定になっています。申請者は、京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 米井愛美氏、両丹公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 高倉 遼氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<吉岡教育長>

議案第63号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第63号「京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会「北部会場」研修会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第64号「第37回京都府保育所職員体育大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第64号「第37回京都府保育所職員体育大会」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、京都府下保育所（園）・こども園・認定こども園の職員が、スポーツを通じて体力の維持、増強を図り、会員相互の親睦と協調の精神を養うことによって、保育の向上と明るい職場環境づくりに寄与することを目的として実施されるものです。主催は一般社団法人京都府保育協会、後援には京丹後市教育委員会の他、京都府・京都府市長会・京都府町村会・京丹後市が予定されています。期日は平成29年10月29日、会場は弥栄総合運動公園、府下の保育関係者670人が集まる予定になっています。申請者は一般社団法人京都府保育協会 会長 楠 文範氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第64号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第64号「第37回京都府保育所職員体育大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を1件準備しております。

議案第65号 「こども学習サロンの開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第65号「こども学習サロンの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、子どもの貧困が顕在化してきた昨今、様々な家庭環境の中で進学等悩みを抱えている子どもたちを対象に教育や福祉分野においてベテランの講師が学習支援、生活支援及び相談支援を行い、子どもたちが教養を身に付け将来の目標を達成する手助けをすることを目的に実施されるものです。夏季休暇から冬季休暇までの間、主にひとり親家庭の子どもたちを対象に学習支援、生活支援、相談支援を行い、あわせて、主要3教科の指導、楽器演奏指導、着付け、生け花、食事のマナーの指導を行う予定をしています。また、地域の人々との交流事業として、クラシックコンサートの開催も計画しています。主催は特定非営利活動法人音楽のまちづくり、期日は平成29年8月18日から平成29年12月にかけて、午後3時から午後8時まで、15回開催の予定です。会場は特定非営利活動法人音楽のまちづくり事務所、申請者は同会の代表理事 田中千穂氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第65号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第65号「こども学習サロンの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて、3のその他ということで、報告がございます。

事務局から説明をお願いします。

〈上田教育理事〉

失礼します。別紙で、「教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について」という通知を準備していますのでご覧ください。

昨年度4月から本年の6月にかけて、京都府の教職員によります、セクハラ、わいせつ行為で、10件の懲戒処分を出しています。そういうところを府の教育委員会としても非常に厳しく受け止めていまして、今年6月に「セクシャルハラスメント等の根絶に向けて」という冊子を作り、各校での研修に役立ててほしいというようなことで、一定、どのような状況からセクハラ、わいせつ行為が生まれているかということの分析をされています。

その中の、「事象の根絶に向けて」というところに、教職員と児童生徒との私的なメールやSNSの禁止、まず、私的なメールやSNSのやりとりが発端となって発生している児童生徒に対するわいせつ行為が多く見受けられるという分析をしまして、このような状況を踏まえて、教職員と児童生徒との間で、校務や業務に関係のない私的なメールやSNSのやりとりをすることがないように徹底する必要がある、というようなことをこの冊子の中でも書かれていました。それを受けまして、府教委は資料の3枚目にありますように府立学校長宛てに通知をし、資料の2枚目では、各市町教育委員会教育長宛には、3行目ですが、「ついでに、中学校においても、これまで教職員と生徒との安易なメールやSNSのやりとりが発端となった問題事象が複数発生していることから、

各市町教育委員会におかれましても、府立学校における取扱いを踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。」という通知をしています。

これを受けまして、本市教育委員会としまして、本年7月の校園長会議の中で、北部の方では実際この間、このような事象は出ていないわけですが、府下でこれだけの事象が起きているということは、やはり厳しい目で見ていく必要がある、というような言い方もさせていただきまして、注意喚起をしているところなのですが、そういう要因を生み出さないという、予防の意味も込めまして、資料1にありますように、中学校長宛に、教職員と生徒とのSNS等によるやりとりを原則禁止とするということで周知願いますというような文書を作っています。

小学校につきましても、中学校、府立学校でこういう状況があるのだということを、関係職員に知らせていただく中で、この根絶に向けての研修は小学校でも行っていただいていますので、中学校でのそういった取組みを受けて、小学校から気を付けていただくということで、小学校長の方にも通知したいと思っています。

留意すべき事項ということで、下に書き上げているわけですが、府立学校宛ての通知のとおり、1番はそのまま原則として禁止とする。

2番のところで、高等学校では、担任や部活動顧問が生徒全員に一斉に連絡する必要があるというような状況を設定しているわけですが、中学校ではそういったことはありません。持っていない生徒もいるということで、生徒に一斉にそういうことをすることはありませんが、中学校でこういうメールを使うということは、不登校生徒とのつながりというところでは少し気にかけて、どうやってつながれるかというところで活用する場合があります。そこに視点を当てまして、やむを得ない場合はということで、不登校生徒とそういったところで緊急と言いますか、関係を継続していく、でもその中には、やはり校長に報告してきちんと目的や範囲を届け出るように、ということで2番を少し変更しています。

5番のところですが、府立学校宛て通知の表現では、携帯電話スマートフォン等を原則教室に持ち込むことがないように徹底することとなっているのですが、実は、昨年の鳥取地震の時に、一番早かったのがスマホの連絡だったのです。スマホの地震速報で、即座に対応できて、机の下への指示が出せた学校がありました。そのことを踏まえると一律に教室に持っていないということが、本当に緊急の時、大地震が来た時の対応として、遅れかねないという懸念もあります。そのところについては去年私が校長としていた中では各校でも考え方がわかれている部分があったのですが、やはりああいって大きい地震の時にいち早く対応するために、実際そういう場面もありましたので、京丹後市教育委員会としては、全て持ち込まないということが生徒の安全を本当に守れるのかという懸念もあることから、それを生徒の目に触れない形で持ちながら、生徒の目に触れないよう徹底するというような表現に変えています。

趣旨としては、セクハラ、特に生徒へのわいせつ行為のきっかけを作ってしまう、メールやSNSのやりとりを根絶するという意味で、こういったものを出していつはどうかということで、教育委員さんにも見ていただいて、ご意見をいただいてから学校の

方に発出したいと思っていますので、ご意見がいただけたらと思います。以上です。

<吉岡教育長>

京都府からこのような通知が来ていまして、京都府はそういう形で実施をするということなのですが、教職員に対するサービスなので、教育委員会事務局の中である程度判断して出しても良いかなと思った部分もあるのですが、教育委員さんにも説明をさせていただいて、文書の発出をしたいというふうに思い、今回報告させていただきました。

これには、日にちはいつからということは書いていませんが、8月18日の日付で出すということですので、2学期からの取扱いをそういうふうにしていきたいと思っています。

それから、原則はだめなのですが、一応、校長が許可した場合は良いという考え方をしています。反対に言うと、校長が許可するという事は、校長に責任が付くということですので、校長はそういうつもりでの許可をしなければならない、校長が許可しないものをやってはいけないということになりますので、そういう扱いをさせてもらえたらと思っています。

もし何かご意見等がありましたらお願いします。

<田村委員>

ここに書かれている生徒というのは、例えば中学校の先生だったら、自分の中学校の生徒ということですか。卒業生とか、いろいろな場合がありますよね。

<上田教育理事>

基本はその学校の生徒ということですが、でも今指摘されたように、卒業してからの関係というのがありますので、その辺はきちんと含みを持って校長が話をすることも必要かなとは思っています。

<田村委員>

あと、少し思ったのが、基本的にはバツということですが、部活動とか、学校の業務に関わってするやむを得ない場合とか、不登校の生徒に対してということで、例外を認めるということですが、これらの連絡は、複数の先生が常に見られるような状況で使用するというようなことはできないのですか。個人の携帯で、個人の連絡しかできないのですか。常に複数の先生が、誰がどういう連絡をしたということがわかっていれば、悪い事象にはつながらないと思うのですが。

〈上田教育理事〉

不登校の生徒との関係で、やはり一番多いのが、養護の先生であったり、やはりそういう教育相談関係の先生が子どもとつながるということが多いと思います。

〈吉岡教育長〉

基本的には、先ほどありましたように、中学生にスマートフォンを持つことを許可するようなことになってしまっただけでは困るので、学校も積極的にこれを使って連絡をするということは考えていないので、ですからクラブ活動とかそういうことで扱うことは考えていないということです。

〈上田教育理事〉

その辺りは、以前から校長会等でも、そういう部活の連絡であるとかそういったことを顧問と生徒ですということは、してはいけないということで指導していこうということは話し合っているところです。

〈吉岡教育長〉

それと、不登校については微妙なところがあって、唯一それにつながっている場合があった時、生徒が特定の先生しか連絡を取らないということも有り得ると思うので、それはやむを得ないと思います。ただ、先ほど言いました校長が許可した場合、だから、その生徒と特定の先生がお互いに連絡を取る場合、こういうことを連絡取っていますということを、許可した校長にはきちんと報告しなければならないと思います。

〈上田教育理事〉

大変な学校では、子どもの所在がわからない時に、こういったメールとかで、どこかにいそうだというのがわかる例も実際に京丹後市でもありました。

〈吉岡教育長〉

私の方では、来週、管内の教育長会議があるので、京都府の方からこういう通知が来ているのですが、京丹後市では2学期からこういう扱いをするということを、与謝の方の教育長にも話をさせてもらって、できたら同一歩調を取ってほしいということをおうかなと思っています。

<野木委員>

何年か前に、保護者のラインの中に先生が入って連絡を取り合うという報告がこの委員会でありましたが、保護者に関しては今回別にここでは謳っていないわけですね。

<上田教育理事>

府教委の通知の中には、保護者に対しての部分までは出ていないですが、なかなか良いことばかりではないとは思っています。

<野木委員>

事実として、事例の報告があったのが「うちの子の成績をうんぬん」とか、そういう話を聞いたことがあります。

<上田教育理事>

校内ではそういったつながりもしないようというところで指導はしているところです。

<吉岡教育長>

メールは別として、先生の携帯の連絡先を保護者は聞いているのですよね。

<上田教育理事>

大会の案内には、緊急連絡先として携帯番号を載せています。

<吉岡教育長>

昔だったら学校の電話でしか先生に連絡ができませんでしたが、今は、先生個人に直接保護者が連絡する場合もあるということですよね。

<上田教育理事>

ありますね。

<野木委員>

今は教職員と生徒のとの話ですので、これは当然教職員だけの配付資料ということですか。

<吉岡教育長>

書いてありますように、こういうことをするというのを、保護者にも学校からは言ってほしいということです。

<野木委員>

この文面で保護者にも通知をするのですか。

<吉岡教育長>

保護者へは学校から言ってほしいということです。

他にはよろしいですか。

このようなことは、本当はしなくても良いと思いますが、こういう時代になったということですか。

<吉岡教育長>

その他、事務局の方から何かありませんか。

<松本学校教育課長>

前回の教育委員会の中で野木委員さんの方から、電子黒板の設置に関して、地震等での転倒の話が出たと思います。学校教育課の方で調べた結果をご報告させていただきます。

今回入れた23台については、ハヤミ工産株式会社のBS200 18Lという型版の機械を入れています。パネルを付けた状態で振動試験を行った結果があり、そのデータがあります。結論的には、震度6弱程度でストッパーを付けた状態で転倒はしなかったという研究所のデータが残っています。一方で、震度6弱というようなところもありますので、今後の設置等も踏まえまして、一定、各学校の設置状況を見ながら、ワイヤーを張って前に倒れないような措置もあわせて、消耗品の中で物を買いつつ取っていきたいと考えています。

<野木委員>

ありがとうございます。

<吉岡教育長>

全体をとおして、教育委員さんの方から何かありますか。

それでは、以上で第15回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午後4時02分>

[9月定例会 平成29年 9月1日(金) 午後 1時30分から]